

広島県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等の
サービス継続事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できることを目的として、施設・事業所に対し、広島県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和3年4月1日以降に行われた次の各号に掲げる事業とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続事業

新型コロナウイルス感染症の感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）、また感染者と接触があった者に対応した施設・事業所において、建物の消毒や職員の感染等に伴う人員確保など、サービスを継続して提供するための対応を行う事業

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力事業

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保するため、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣などに協力する事業

2 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く。）に所在する施設・事業所であって、障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続事業を実施する場合にあっては、別添1の事業区分（1）の「交付対象」欄に定める施設・事業所のいずれかに該当するものを運営する者とし、障害福祉サービス施設・事業所等との協力事業を実施する場合にあっては、別添1の事業区分（1）の「交付対象」欄の施設・事業所のいずれかに該当するものを運営する者とする。

3 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続事業にあっては、別添1の事業区分（1）の「交付対象」欄に定める費用とし、障害福祉サービス施設・事業所等との協力事業にあっては、別添1の事業区分（1）の「交付対象」欄に定める費用とする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、施設・事業所ごとに、別添1に定める基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業終了後に、別記様式第1号の交付申請書兼実

績報告書に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、当該事業が終了した日から30日を経過した日又は当該事業が終了した日が属する県の会計年度の3月31日までのいずれか早い日までとする。ただし、この要綱の施行日前に事業が終了している場合は、令和5年10月末までとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。

- 2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の額の確定等)

第6条 知事は、第4条第1項により提出された交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第3号により補助事業者に対し通知する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実施規定)

第8条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。